11月はねんきん月間・11月30日は年金の日



11月は「ねんきん月間」として、年金制度の理解を深めるための普及啓発活動が行われています。

11月30日の「年金の日」には、「ねんきんネット」などを利用して自分の年金記録や受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせてみましょう。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

●ねんきんネットに関すること
☎0570（058）555
（050）から始まる電話の場合
☎03（6700）1144

●幕張年金事務所
☎043（212）8621

国民健康保険高額療養費年間外来合算

年間を通して外来診療を受けている70歳以上の人の自己負担額が、次の限度額を超えた場合、その差額が高額療養費として支給されます。

■自己負担限度額
144,000円（個人の年間合計）

■対象期間　令和7年8月1日～令和8年7月31日

■対象者
国民健康保険加入者で、令和8年7月31日時点で70歳以上かつ、所得区分が一般または低所得の人（医療費の自己負担割合が2割の人）

■手続き
申請簡素化の手続きをしている人には、支給決定通知を送付するため、申請は不要です。
手続きをしていない人は、11月～12月頃に発送する通知に基づいて手続きをしてください。

詳しくは、問い合わせてください。

問 国保年金課 ☎（93）4083

適正な医療の受診を心がけましょう



休日や夜間に軽症の人が救急医療を受診すると、重症の人の治療に支障が出るおそれがあります。

必要な人が安心して医療を受けられるよう、次の点にご留意ください。

○救急医療を受診する前に、平日診療で受診可能か再度ご確認ください。
○かかりつけ医がいる場合は、まず相談してみましょう。
○同じ病気で複数の医療機関を受診することは控え、重複検査や投薬を避けましょう。
○お薬が余っている場合は、医師や薬剤師にご相談ください。
○費用負担が軽減できる後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用についても、医療機関などにご相談ください。

問 国保年金課 ☎（93）4083

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付

次の期間中に国民年金保険料を納付した人には、日本年金機構から社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

年末調整や確定申告の際に使用してください。

①令和8年1月1日～9月30日までに納付した人

電子送付　10月中旬から順次
郵送　10月下旬から順次

②令和8年10月1日～12月31日までに納付した人

電子送付　令和9年1月下旬から順次
郵送　令和9年2月上旬から

問 ねんきん加入者ダイヤル
☎0570（003）004
（050）から始まる電話の場合
☎03（6630）2525

し尿のくみ取り・浄化槽清掃業務

12月28日（月）正午～1月3日（日）の間はお休みです。

年内のくみ取り・清掃を希望する人は、12月11日（金）までに該当する地区の許可業者に申し込んでください。

■対象地区・許可業者
日吉台・日吉倉・久能・大和・七栄・根木名・十倉（大堀）・御料（葉山）
㈲下総衛生 ☎（93）1101

■対象地区・許可業者
新橋・中沢・新中沢・高松・立沢・立沢新田・高野・十倉（大堀を除く）・御料（葉山を除く）・美沢
大成企業㈱ ☎（93）3379

問 環境課 ☎（93）4946

不法投棄は犯罪です



不法投棄は、法律で禁止されている犯罪行為です。不法投棄をした人には厳しい罰則が科せられることがあります。

【不法投棄を見かけたら】

捨てられた物や場所、車のナンバーなどを警察または環境課へ通報してください。

ただし、私有地内にごみを不法投棄された場合、市ではごみを撤去することができないため、土地の所有者や管理者の責任において処理をしていただくことになります。

なお、敷地内などへ不法投棄された物を、公共の場（道路や公園など）へ動かす行為も不法投棄と同等の扱いになるので、絶対に行わないでください。

【不法投棄をさせない・されないために】

定期的な土地の見回りや草刈りなどを行い、フェンスなどを設けて管理されている土地であることを示すなど、予防に努めることが大切です。

問 環境課 ☎（93）4946